

「新型インフルエンザ対策ガイドライン」

平成21年4月16日

日本化粧品工業連合会

日本化粧品工業連合会は、世界的な大流行が予想される「新型インフルエンザ」の発生に備え、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定し、その発生時には傘下会員各社が本ガイドラインに基づき対応して行きます。

1. はじめに

現在、アジアやアフリカを中心に発生している「鳥インフルエンザ」は、感染者の約6割が死亡するという極めて強毒性の感染症です。

この「鳥インフルエンザ」は、現在「鳥-鳥感染」の段階を経て「鳥-ヒト感染」の状況にあります。WHOでは、ウイルスが変異し「ヒト-ヒト感染」の始まる可能性が高いとし、日本政府も感染に備え、国民や企業に対応を求めています。

日本化粧品工業連合会では、この動きを受け、日々の活動でお客さまや取引先さまと直接対面する業界の特性を踏まえ、感染を広げないための「新型インフルエンザ」発生時の対応を本ガイドラインとして明確にしました。

2. 「新型インフルエンザ対策」の基本方針

政府ガイドラインによると予想される感染の重篤度から、感染発生時には、人々のライフラインを預かる社会機能維持事業以外は自粛が望ましいとしています。当連合会傘下会員企業が行う「化粧品製造販売業」は社会維持事業には該当しないと判断しています。したがって感染症発生時の対応は、事業活動を維持するための対応を行うのではなく、事業活動の様々な場面から「お客さまやお取引先さまに感染を広げない」、「事業活動を感染源にしない」考え方としました。

3. 対策の段階と内容

「新型インフルエンザ」の発生は、現在頻繁に発生している「鳥インフルエンザ」発生国から最初に発生する可能性が高いと一般的に見られています。そこで、以下の政府の定めた感染段階に応じた対策としました。

(1) 第一段階(第3国で新型インフルエンザ発生)の対策

第3国で発生が確認された時点で、予想される感染拡大に備え「接客予防モード」とし、接客・営業を担当する従業員に以下の対応を行っていきます。

- ・ 頻繁な「手洗い・うがい」励行による衛生管理の徹底
- ・ 感染防止のための「マスク着用」の励行
- ・ 実技を伴う接客行為の自粛

- ・使いまわしの化粧用具の使用禁止

(2) 第二段階 (日本国内で新型インフルエンザ発生) の対策

- 1) 第一段階で感染の重篤度を見極め、感染率や死亡率が高いと判断された場合
お客さまへの接客活動の対策

日本国内で発生が確認された時点で「接客自粛モード」とし、日本国内での従業員による接客活動を自粛します。

営業活動の対策

基本的に取り先への面会営業は極力控えます。ただし化粧品営業と生活必需品営業を兼任し、社会から生活必需品の供給を強く求められる企業もあることから、営業活動は、感染防止を最大限に考慮することを前提に、各社の判断で決めることにしています。

- 2) 第一段階で感染の重篤度を見極め、感染率や死亡率が高くないと判断された場合は、第一段階の対策を継続します。

(3) 接客・営業の再開について

上記(2) 1) 及び で自粛した場合の接客・面会営業の再開については、政府の「小康宣言」が出されたことを確認した上で状況を判断し、再開することとします。

(4) 情報の公表

上記(1) (2) (3) の対応情報の公表については、日本化粧品工業連合会ホームページ等を通じて行います。

【参考】日本政府の段階設定

発生段階	状 態
前段階 (未発生期)	新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階 (海外発生期)	海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階 (国内発生早期)	国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階	国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
第四段階 (小康期)	患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態

都道府県の判断として「第三段階」を「感染拡大期」「まん延期」「回復期」に小分類している。